

入札説明書

納税通知書等作成業務委託に係る一般競争入札の公告（令和8年4月1日）に基づく入札等については、関係法令の定めるほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

青森県知事 宮下 宗一郎

2 一般競争入札に付する事項

(1) 委託する業務の名称

納税通知書等作成業務

(2) 業務内容

県税の納税通知書等に係る用紙及び同封チラシの印刷、データの印字、専用封筒の作成及び封入封かん、指定場所への納品、納品後の使用残分及び不良品の破棄等を行う業務。

詳細については、別紙「納税通知書等作成業務委託仕様書」のとおり。

(3) 業務期間

契約締結日から令和10年3月31日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を変更又は解除することがある。）

(4) 通知書等の納入場所

別紙「納税通知書等作成業務委託仕様書」のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しない者であること。

(2) 令和5年6月12日青森県告示第404号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和6年2月13日青森県告示第86号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和7年2月10日青森県告示第60号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和8年2月12日青森県告示第65号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により、物品の製造の請負に係る契約において、フォーム印刷の営業品目を登録し、かつ、Aの等級に格付された者であること。

(3) 「プライバシーマーク制度の認定」又は「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度における認証」のいずれかを取得している者であること。

- (4) 入札公告日から過去5年間において、国又は地方公共団体におけるOCR又はコンビニ収納対応の払込書等作成、並びに封入封緘業務を履行した実績があること。
- (5) 入札日において、知事の指名停止措置を受けていない者であること。

4 資格の審査等

- (1) 入札への参加を希望する者は、あらかじめ3(3)及び(4)に定める条件を満たすことについて、納税通知書等作成業務委託一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に關係書類を添えて、青森県財務部税務課長(以下「税務課長」という。)に申請し、審査を受けなければならない。なお、当該申請書の内容について説明等を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (2) 關係書類
 - ア 「プライバシーマーク制度の認定」又は「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度における認証」の取得を証する書面の写し
 - イ 入札公告日から過去5年間において完了した、国又は地方公共団体におけるOCR又はコンビニ収納対応の払込書等作成、並びに封入封緘業務に係る契約書の写し
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出期限 令和8年4月22日(水)
- (5) 提出場所
青森市長島一丁目1-1
青森県財務部税務課税務電算グループ
- (6) 審査結果については、令和8年4月28日(火)までに申請者に対して書面により別途通知する。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市長島一丁目1-1
青森県財務部税務課税務電算グループ
電話017-734-9067
- (2) 入札書の提出期限
令和8年5月14日(木) 午後5時
- (3) 開札の場所及び日時
青森市新町2丁目4-30 青森県庁舎北棟222会議室
令和8年5月15日(金) 午前10時

6 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

7 入札書の記載要領

- (1) 入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書には、入札年月日、入札価格及び入札件名（納税通知書等作成業務）を記載の上、入札者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者職氏名）を記入並びに押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

なお、代理人が入札を行う場合は、併せて、代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者職氏名）を記入及び押印しなければならない。

8 入札書の提出方法

- (1) 入札書を直接提出する場合は、封筒に入札書を入れて封印の上、入札件名及び入札者の氏名（法人の場合には、当該法人の名称又は商号及び代表者職氏名）を表記するものとする。
- (2) 郵便により入札書を提出する場合は、二重封筒による書留郵便とし、中封筒には入札書を入れて封印の上、入札件名及び入札者の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者職氏名）を表記し、表封筒には「令和8年5月15日開札・納税通知書等作成業務委託に係る一般競争入札 入札書在中」と朱書きの上、税務課長宛てに「親展」により提出するものとする。

なお、郵送された当該入札書は、令和8年5月14日（木）午後5時（必着）までに税務課長に配達され、收受されたものに限り有効となるので、配達日には十分注意し、必要に応じて到着確認連絡を入れること。

- (3) 電話、電報及びファクシミリなど、(1)及び(2)以外の方法による入札は、認めないものとする。
- (4) 入札につき代理人がこれを行う場合は、入札前に委任状を税務課長に提出しなければならない。

9 入札保証金

青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号。以下「規則」という。）第 132 条第 1 項第 2 号の規定により免除する。

10 契約保証金

(1) 契約保証金は、規則第 159 条の規定による。

なお、規則第 159 条第 1 項本文に規定する契約保証金の算定の基礎となる契約金額は、各年度の契約金額とする。

(2) 補足

ア 契約保証金を現金納付する場合及び還付について

契約締結まで及び各年度当初までに契約金額の 100 分の 5 以上の契約保証金を徴収する。

また、当該契約保証金は契約期間の履行が完了した後に還付する。

イ 契約保証金を免除する場合について

(ア) 規則第 159 条第 1 項第 1 号により免除しようとする場合

a 保険金額

履行保証保険契約の保険金額は、契約初年度は初年度契約金額の 100 分の 5 以上の額とし、翌年度以降は、当該年度の契約金額の 100 分の 5 以上の額とすること。

また、契約初年度の翌年度以降において、保険金額に変更があるときは、各年度当初までに、保険証券等を添付の上免除申請書を提出すること。

b 保険期間

履行保証保険契約の保険期間は、契約初年度は当該年度の契約締結日を含む期間とし、翌年度以降は、各年度の契約期間を含む期間とすること。

また、契約初年度の翌年度以降において、保険期間に変更があるときは、各年度当初までに、保険証券等を添付の上免除申請書を提出すること。

(イ) 規則第 159 条第 1 項第 2 号により免除しようとする場合

過去 2 年の実績の「規模」の判断に当たっては、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の対象となる契約に係る契約期間の総額のうち各年度の契約金額を基準とする。この場合、過去の実績が当該条例の対象となる契約であるときは、当該契約期間のうち各年度の実績を独立した 1 回の実績として取り扱えることとし、当該実績の「規模」は各年度の契約金額とする。

また、契約初年度の翌年度以降において、免除の対象となる実績の

内容に変更があるときは、各年度当初までに、免除申請書を提出すること。

(ウ) 免除の理由に変更があるとき

契約初年度の翌年度以降において、契約保証金の免除決定の理由に変更があるときは、各年度当初までに、変更に応じた手続を行うこと。

11 開札の立会い等

(1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合には、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(2) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札の参加資格のない者がした入札

(2) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

(3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(4) 入札の金額、氏名・商号・名称、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別し難い入札又は金額を訂正した入札

(5) その他入札条件に違反した入札

13 再度の入札等

(1) 開札した場合において落札となるべき入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。

(2) 再度入札は、1回を限度として行う。

(3) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2により随意契約する。

(4) 1回目の再度入札に付し落札者がいない場合において、1者を除いて他の入札者が全て辞退した場合又は1者を除いて他に有効な入札を行った者がいない場合は、以後の再度入札は行わず、その1者と随意契約する。

14 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者に決定する。

15 入札結果の通知

入札結果の通知は、規則第 141 条第 2 項の規定により行う。

16 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から 7 日以内

17 契約に関する事項

落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が知事の指名停止の措置を受けた場合は、当該落札者と契約しないことで、納税通知書の発付時期を失することとなる場合、その他のやむを得ない場合を除いて、契約を締結しない。

18 検査

検査は、契約書及び仕様書の定めるところにより行うものとする。

19 支払条件

契約代金は、18 の検査に合格した後において、当該契約者の請求により支払うものとする。

20 入札に対する質問

(1) 質問がある場合、次により提出すること。

ア 提出期間

令和 8 年 4 月 1 5 日(水) 午後 5 時まで

イ 提出場所

5 に同じ

ウ 提出方法

書面（任意様式）により、原則として電子メールにより提出するものとし、やむを得ない場合に限り、持参、郵送又はファクシミリによる提出を認めるものとする。

また、質問者は、質問書を提出した際には電話により県に到着の確認をすること。

なお、電送時における件名及び送信先メールアドレスは次のとおり。

(ア) 件名： 「納税通知書等作成業務委託契約入札質問書」の提出
(税務電算グループあて)

(イ) メールアドレス： zeimu@pref.aomori.lg.jp

(2) 回答については、全ての入札説明書受領者に対して令和 8 年 4 月 2 0 日(月)午後 5 時までに電子メール又はファクシミリにより通知する。

21 その他

この競争入札を行う場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、青森県財務規則の別記第一の「入札者心得書」（ただし、第4条第8項、第6条（B）及び第9条を除く。）に記載するとおりとする。

(別紙様式)

令和8年 月 日

青森県財務部税務課長 様

一般競争入札参加者
住所又は所在地
名称又は商号
代表者氏名

印

納税通知書等作成業務委託
一般競争入札参加資格審査申請書

下記の入札に参加する者に必要な資格の審査について、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 入札件名 納税通知書等作成業務委託に係る一般競争入札
- 2 提出書類の名称
 - ア 「プライバシーマーク制度の認定」又は「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度における認証」の取得を証する書面の写し
 - イ 入札公告日から過去5年間において完了した、国又は地方公共団体におけるOCR又はコンビニ収納対応の払込書等作成、並びに封入封緘業務に係る契約書の写し

(提出書類)

代理人が入札及び見積を行う場合は、委任状を添付してください。

<例>

令和8年 月 日

青森県知事 宮下 宗一郎 様

所在地

名称

代表者氏名

印

委任代理人

印

入 札 書

¥

件 名 納税通知書等作成業務委託に係る一般競争入札

名称及び数量 納税通知書等作成業務 一式